教師の勤務時間の上限に関する指針

平成31年３月　鹿児島県教育委員会

文部科学省は，平成31年１月に学校における働き方改革の総合的な方策の一環として「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「上限ガイドライン」という。）を策定した。

県教育委員会においては，上限ガイドラインを参考に「教師の勤務時間の上限に関する指針」を策定し，学校における業務の削減や勤務環境の整備を進めることとする。

１　本指針の対象者

本指針は，「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第２条に規定する義務教育諸学校等の教育職員を対象とする。

２　勤務時間の上限の目安時間

⑴　本指針において対象となる「勤務時間」の考え方

勤務時間外において，いわゆる「超勤４項目」以外の業務が長時間化している実態も踏まえ，こうした業務を行う時間も含めて「勤務時間」を適切に把握するために，本指針においては，在校時間等，外形的に把握することができる時間を対象とする。

具体的には，教師等が校内に在校している在校時間を対象とすることを基本とする。

なお，校外での勤務についても，職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間がある場合は，これを加えるものとし，休憩時間及び所定の勤務時間外に自らの判断に基づいて行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については，これを除くものとして算定する。

これらを総称して「在校等時間」とし，本指針が対象とする「勤務時間」とする。

⑵　上限の目安時間

①　１か月の在校等時間の総時間から「鹿児島県学校職員の勤務時間，休暇等に関する条例」（平成７年鹿児島県条例第25号。以下「条例」という。）で定める勤務時間の総時間を減じた時間が，45時間を超えないようにすること。

②　１年間の在校等時間の総時間から条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が，360時間を超えないようにすること。

⑶　特例的な扱い

①　上記⑵を原則としつつ，児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても，１年間の在校等時間の総時間から条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が，720 時間を超えないようにすること。この場合においては，１か月の在校等時間の総時間から条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が 45 時間を超える月は，１年間に６月までとすること。

②　また，１か月の在校等時間の総時間から条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間が 100 時間未満であるとともに，連続する複数月（２か月，３か月，４か月，５か月，６か月）のそれぞれの期間について，各月の在校等時間の総時間から各月の条例で定める勤務時間の総時間を減じた時間の１か月当たりの平均が，80 時間を超えないようにすること。